

令和8年7月8日

各 位

北海道札幌市中央区南2条西3丁目
15番地の1
北海道信用金庫

当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次の
とおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅
することとなりますが、引き続き、当金庫を通じて、当該預金等の元本および利子に相
当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

1. 対象となる預金等

平成28年4月1日から平成29年3月31日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

令和9年7月8日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以 上